

令和 7 年参議院議員通常選挙
期日前投票所事務従事者派遣業務委託 仕様書

1. 業務名

令和 7 年度 参議院議員通常選挙 期日前投票所事務従事者派遣業務委託

2. 業務の内容

1 期日前投票所における接客業務

- (1) 投票所まで及び投票所内での案内誘導業務
- (2) 入場整理券裏面又は宣誓書の記入方法の案内及び内容確認業務
- (3) 投票方法その他選挙に関する問合せに対する接客業務

※基本的には従事時間中は立ち作業となります。

2 期日前投票所における受付業務

- (1) 投票用紙の交付業務
- (2) 選挙人を管理するためのパソコン操作

3. 就業場所

	場所	住所	備考
(1)	磐田市役所本庁舎	磐田市国府台3番地1	
(2)	磐田市福田支所	磐田市福田400番地	
(3)	磐田市竜洋支所	磐田市岡729番地 1	
(4)	磐田市豊田支所	磐田市上新屋304番地	
(5)	磐田市豊岡支所	磐田市下野部57番地1	
(6)	ららぽーと磐田	磐田市高見丘1200番地	
(7)	アピタ磐田店	磐田市今之浦3丁目1番地11	

4. 派遣期間
- (1) 令和 7 年 7 月 4 日 (金) ～ 7 月 1 9 日 (土) (16 日間)
 - (2)～(5) 令和 7 年 7 月 1 5 日 (火) ～ 7 月 1 9 日 (土) (5 日間)
 - (6) 令和 7 年 7 月 1 2 日 (土)
 - (7) 令和 7 年 7 月 1 3 日 (日)

5. 派遣時間
- (1)～(5)前半の部 午前 8 時15分～午後 2 時15分 (6 時間)
後半の部 午後 2 時05分～午後 8 時05分 (6 時間)
 - ※原則であり変則勤務も可とする
 - (6) (7) 前半の部 午前 9 時45分～午後 3 時15分 (5. 5 時間)
後半の部 午後 3 時05分～午後 8 時05分 (5 時間)

※原則であり変則勤務も可とする

6. 派遣人員
- (1)磐田市役所本庁舎において7月4日(金)～7月11日(金)の期間は、前半の部と後半の部4名ずつとする。(1会場につき1日当たり計8名)
 - (1)磐田市役所本庁舎において7月12日(土)～7月19日(土)の期間は、前半の部と後半の部5名ずつとする。(1会場につき1日当たり計10名)
 - (2)～(5)の各支所において派遣期間を通じて、前半の部と後半の部3名ずつとする。(1会場につき1日当たり計6名)
 - (6)(7)の各商業施設において派遣期間を通じて、前半の部と後半の部3名ずつとする。(1会場につき1日当たり計6名)
 - 同一の者が同一の会場に期日前投票期間を通じて従事すること。
 - 説明会に出席し、事前講習を受けること。
 - 説明会
 - (1)(6)(7)令和7年7月2日(水) 午前10時30分～(1時間程度)
磐田市役所 本庁舎1階 第1会議室(予定)
 - (2)～(5)令和7年7月11日(金)又は14日(月) 時間・場所未定
7. その他
- 従事者は、委託者が説明会において示すマニュアル(以下単に「マニュアル」という。)に従い、名札や服装、身だしなみ等を整え、選挙事務に従事すること。
 - 本庁舎に従事する者が自家用車で通勤する場合は、説明会の3日前までに車の車種及びナンバーを市選挙管理委員会に報告すること。
 - マニュアルを遵守しない又は指揮命令者の指示に従わない従事者がいると委託者が判断した場合、受託者は即時に、別の従事者と交代させること。
 - 別紙「個人情報の保護及び管理に関する特記事項」を遵守すること。
 - 従事者が着用する名札(紐・ケース含む)は、委託者が提供する雛型を参考にして、受託者において作成すること。
 - 従事場所ごと、人ごとの勤務表を受託者において作成し、説明会までに市選挙管理委員会に提出すること。

【参考】マニュアルの一例

期日前投票事務従事者の心構え

◎ 事務全般について(抜粋)

- ・ 事務従事者は、全ての選挙人に対し公平かつ親切な態度で接し、気軽に投票できるよう心掛けること。※ 特定の人に対して便宜を図ることのないようにする。
- ・ 選挙事務従事中は私語、携帯電話やスマートフォンの操作をしないこと。
- ・ 期日前投票所内での飲食は原則しないこと。(飴やガムも不可。)

- ・ むやみに選挙人に触れたり、投票に関係のないことを話しかけたりしないこと。 等

◎服装等について

- (1) 名札は必ず身に付けること。着用位置は、座っても見えるように位置を調整する。
- (2) 服装は清潔感のある身だしなみを心掛けること。華美やカジュアルすぎないよう次のことに注意すること。
 - ア 派手な色（赤、青などの原色）や柄（ストライプ）が大柄のシャツでないこと。
 - イ Tシャツ、ノースリーブのシャツでないこと。
 - ウ シャツの第2ボタンまで外していたり、胸元が大きく開いたシャツを着たりして、上から胸の谷間が見えていないこと。
 - エ ジーンズ又はジーンズ素材のパンツ、ハーフ又は7分丈のパンツ、カーゴパンツ・綿パンなどカジュアル過ぎないこと。
 - オ サンドル、ヒールの高いパンプス、ミュールでないこと。色柄が派手ではないこと。 等

【参考】名札雛型

